

令和 7 年度 消防設備士試験案内

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の 9 第 1 項の規定により秋田県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

お知らせ

- 1 受験申請方法は書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットからの受験申請）の 2 通りがあります。
- 2 受験票（写真貼付）を試験当日必ず持参してください。
詳しくは、4～5 ページをご覧ください。
- 3 試験日程については、2 ページをご覧ください。

（注）試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上で申し込んでください。
申し込まれた方は、試験案内に記載された全ての事項に同意されたものとして取扱います。

気象庁による特別警報などの災害情報等の発表に伴い試験日時の変更等を行う場合には、試験開始予定時刻の二時間前までに、緊急のお知らせをホームページに掲示します。また、事故等により会場や日程を変更する場合も緊急のお知らせをホームページに掲示します。

 一般財団法人 消防試験研究センター秋田県支部

1. 受験願書申請期間、試験日、受験地及び試験種類

◆ 9時15分集合 9時45分試験開始

願書受付期間(書面・電子)	試験日	受験地及び試験会場	試験種類	合格発表予定日
6月27日(金) ～7月11日(金)	8月17日(日)	秋田市 県社会福祉会館	全種類	9月18日頃
9月19日(金) ～10月3日(金)	11月2日(日)			12月5日頃
令和8年 1月16日(金) ～1月30日(金)	令和8年 3月1日(日)			令和8年 4月2日頃

(1) 受験願書を郵送する場合は、願書を折らないでください。

① 書面申請の場合は、**受付期間最終日の消印有効**です。

注意 普通郵便の場合、不着によるトラブルが起きる可能性があるため、配達状況が確認できる「簡易書留郵便」か「特定記録郵便」をお勧めします。なお、不着によるトラブルについては、当センターでは一切責任を負いません。

② 電子申請の受付期間は、電子申請受付開始日の午前9時から電子申請受付締切日の午後11時59分までです。

(2) 締切日(受付期間)を過ぎた受験願書及び記載事項等に不備のある受験願書、又は虚偽の記載をしたり適正を期することができない受験願書は受理できません。この場合は、受験申請書類等を返却します。その際の費用は本人負担となります。

(3) 一旦提出し、受付処理された受験申請書類は、一切お返ししません。

(4) **受験願書受付締切日以降は、「試験日」・「試験種類」・「受験地」の変更はできません。**

(5) 試験会場は収容人員等の関係で、**変更になる場合もありますので、受験票で確認してください。**
なお、受験票に記載された試験会場以外での受験はできません。

(6) 試験会場は駐車台数に制限がありますので、満車の時は自己の責任において駐車場を確保してください。また、会場付近(空地やコンビニエンスストア、スーパー等)での無断駐車は、相手に迷惑がかかりますし、試験会場に苦情が殺到しますので、絶対にやめてください。

※駐車に関わるトラブルについては、一切責任を負いません。

(7) 試験会場への電話での問い合わせは絶対にしないでください。

(8) 試験当日の特例措置(車イスの使用、拡大鏡、ルーペ等の使用等)を希望される場合は、事前にご連絡ください。

2. 受験手続

受験願書の申請方法は、書面申請(願書による受験申請)と電子申請(インターネットからの受験申請)の2通りがあります。

(1) 書面申請

受験願書については、受験する種類(1種類に1枚)ごとに作成し、次表の書類の提出が必要です。提出書類に不備があった場合は、受験できない場合もありますので、ご注意ください。

提出書類名		留意点
①受験願書		試験手数料の払込みだけでは受験できません。13ページの記入例を参照して記入し、必ず受験願書を提出してください。
②振替払込受付証明書		当センター指定の「振替払込受付証明書（お客さま用）」を願書B面の指定の欄にのり付けしてください。（14ページを参照）※払込用紙で払込みの場合
③消防設備士免状のコピー	該 当 者 の み	既にいずれかの種類の消防設備士免状を取得している方は、願書B面裏の指定の欄にのり付けしてください。（14ページを参照）
④甲種受験資格を証明する書類		甲種を受験される方は、受験資格を証明する書類の提出が必要です。（10～12ページを参照）
⑤資格を証明する書類		試験科目一部免除を受ける方は、資格を証明する書類の提出が必要です。（8～9ページを参照）

(2) 電子申請

① インターネットからの申請の場合は、次表の内容を参照し、当センターのホームページにアクセスし、所定の画面から情報を入力してください。

② 受験資格証明書等のご準備

消防設備士免状以外の資格で、試験科目の一部免除を希望又は甲種消防設備士試験を受験する方は、8～12ページを参照し、証明書類を電子ファイル化（JPEG形式PDF形式）したものを申請情報入力画面に従ってアップロードしていただきますので、ご準備をお願いします。

証明書類が旧姓で現在の姓と一致しない場合、新旧の氏名が確認できる書類を証明書類と併せてアップロードしてください。（例：運転免許証（旧姓記載）、戸籍抄本、住民票等）

電子ファイル化に際しての留意事項	
1	電子ファイル化は、 ① デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したもの又はスキャンしたもの ② 証明書類の全体が鮮明に確認できるもの ③ 印影が欠けていないもの としてください。
2	証明書類を撮影する場合は、机等の平らな場所に置いて全体を写し、ピントを合わせて鮮明に撮影してください。
3	原本を確認させていただく場合がありますので、原本は保管しておいてください。
4	アップロードできるファイルサイズは10メガバイトまでです。 【ご注意】ご自身の受験資格の有無は、必ず事前に本試験案内、ホームページでご確認ください。 ご不明な場合は、当支部にお問合せください。

（注1）スマートフォンからも電子申請はできますが、願書情報の入力において、携帯電話会社の提供するメールアドレスやフリーメールアドレスを登録された場合は、携帯電話会社やフリーメール運営会社が行っている迷惑メール対策等により、当センターから送るメールが受信できないことがあります。

詳細は、（一財）消防試験研究センターホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>）をご覧ください。

（注2）電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付締切日の午後11時59分までとなります。（24時間対応。ただし、毎週土曜日午前3時～午前5時はシステムメンテナンスのため申請不可）

（注3）免状番号（免状の写真下に記載されている12桁の番号）のない古い免状をお持ちの方は電子申請はできませんので、書面申請してください。（電子申請は、免状番号の入力が必要なため）

（注4）団体一括申請を新たに希望する場合は、事前に当支部にご連絡ください。

3. 試験手数料及び払込方法

※受験願書受理後の手数料は、お返しいたしません。

(1) 試験手数料（非課税）

※試験手数料の払込みだけでは、受験できません。

甲 種	乙 種
6,600円	4,400円

(2) 電子申請の場合

払込方法は、次の決済方法から選択できます。別途払込手数料が必要です。（団体一括電子申請を除く）

① ペイジー（Pay-easy）決済 ※情報リンク方式、オンライン方式

② コンビニエンスストア決済（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート）、デイリーヤマザキ（一部店舗を除く）

③ クレジットカード決済（VISA、MasterCard、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナース）

④ スマホ決済（PayPay、メルペイ）

※ 一般財団法人消防試験研究センターでは、電子申請に係る試験手数料の収納に関して、全て三井住友カード株式会社に業務委託しております。

(3) 書面申請の場合（払込用紙で払込みの場合）

- ① 受験願書と一緒に受領した所定の払込用紙を使って、試験手数料を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。（ATM不可）

別途払込手数料が必要です。

- ② 次に「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受験願書B面の試験手数料欄にのり付けしてください。（本人用の「振替払込請求書兼受領証」では無効なので、注意してください。）

「振替払込受付証明書（お客さま用）」を紛失、汚損等により受験願書に貼付できない場合、当センターでは責任を負えませんので、くれぐれも紛失、汚損等しないようにしてください。

紛失、汚損等した場合は、再度払込みの上、新たな「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受験願書に貼り付けてください。

なお、再度払い込みをした後で、紛失した「振替払込受付証明書（お客さま用）」を発見したときは、還付申請により先に払い込まれた試験手数料をお返します。

(4) 書面申請の場合（受験願書B面の2次元コード経由で払込みの場合）

- ① 払込方法は(2)電子申請の場合と同じ。

- ② 決済完了後、決済完了メールに記載されている決済完了番号（18桁）を受験願書B面の決済完了番号記入欄に記入してください。

この部分では受験申請できません。

この赤い太枠で囲まれた部分を受験願書に貼ってください。（必ず指定の払込用紙を使用してください）

払込金額を記入してください。
甲種 6,600円
乙種 4,400円
※金額を訂正したものは無効

日附印がないものは無効

4. 受験票及び写真について

(1) 受験票の送付方法

- ① 電子申請の場合

試験日の約10日前までに、申請時に入力された電子メールアドレスあてに受験票がダウンロードできる旨のメールを送信します。受験者本人が受験票をダウンロードして印刷し、**試験日当日、必ず持参してください。**未着の場合はお問い合わせください。

- ② 書面申請の場合

試験日の約10日前までに送付します。試験会場は受験票によって通知しますので、必ず確認してください。

（注）**受験票が試験日の一週間前までに届かないとき又は試験種類・免状種類が間違っている場合は、（一財）消防試験研究センター秋田県支部（018-836-5673）に連絡してください。**

(2) 写真について（書面申請、電子申請共通）

試験当日は、写真を貼った受験票を必ず持参してください。

【書面申請による受験票の見本】

消防設備士試験 受験票 (控)

受験番号 01-0001 試験の種類 甲種第4類

氏名 消防 太郎

試験 令和〇〇年〇月〇日〔1/2〕

日時 9時15分集合 9時45分試験開始

試験会場 〇〇〇会場

試験室 講義室0101

免状科目 免状科目なし

資格判定コード 00

取得免状

写真

縦4.5cm×横3.5cm

写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を記載。6ヶ月以内に撮影したもの（正面、無帽、無眼鏡、上三分身像又はパスポート規格）しっかりとのり付けてください。（セロハンテープ不可）

受験票の裏は、試験会場をご確認ください。次の場合は受験することができません。

1 受験票がない場合

2 受験票に写真を貼っていない場合

3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合

この受験票（控）は、合格発表の確認と再受験の申し込みに必要なため、大切に保管してください。

※試験当日は受験票の試験室名を確認し、試験室へお入りください。

記入してください。

【電子申請による受験票の見本】

注 意 事 項

- 次の場合は受験することができません。
 - 受験票がない場合
 - 受験票に写真が貼っていない場合
 - 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
- 受験票に貼られている貼付写真で入票してください。
- 受験票、受験票（白紙）は、消しゴムで消してはいけません。
- 試験会場への電話の表示はしないでください。
- 不正行為及び罪状の表示に該当する場合は受験を中止し、失格とします。
- 本人確認のため、身分証明書（運転免許証等）の提示をお願いします。
- 電話による合否の問い合わせには、応じられません。
- 試験会場までの所要時間によっては試験開始時刻の押付けは、当センターと一切関係ありませんので、注意してください。
- 試験日時の変更が生じた場合は、当センターのホームページに最新情報又は変更のお知らせとして掲載します。

一般財団法人 消防試験研究センター 秋田県支部
〒010-0001 秋田県秋田市通町一丁目5番地 秋田県消防会館6階

消防設備士試験 受験票

写 真

縦4.5cm×横3.5cm

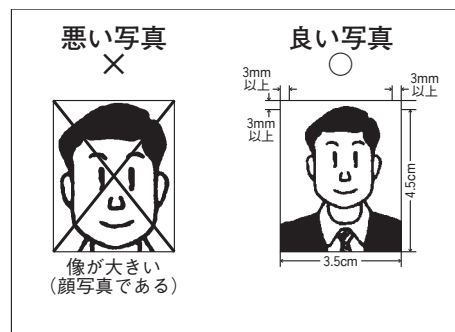
写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を記載し、6ヶ月以内に撮影したもの（正面・無帽・無背景、上三分身像又は（スポーツ用顔））。しっかりとのり付けて下さい。（セロハンテープ不可）

受験番号	01-0002	試験の種類	甲種第4類
氏名	消防 次郎		
氏名	消防 次郎		
試験日時	令和〇〇年〇月〇日（1/2） 9時15分集合 9時30分試験開始		
試験会場	秋田県消防会館 1階 1-2-3		
試験科目	消防士 1 0 1		
受験料	500円（税込）	資格認定コード	00
発行所	秋田県消防会館 1-2-3-4-5		

※この受験票は、試験当日に持参してください。この受験票は、試験当日に持参してください。この受験票は、試験当日に持参してください。

※A4の用紙に印刷してください。

●写真について



- ・試験日前の6か月以内に撮影した写真
- ・正面、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、無背景、上三分身像。
- ・縦4.5cm×横3.5cm又はパスポート規格の大きさで、枠なしの鮮明なもの（カラー・白黒どちらも可）。
- ・髪が目にかからないこと。
- ・サングラスは不可。
- ・デジタル写真は写真専用紙に印刷（プリント）したものに限りです。
- ・裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。
- ・セロハンテープで貼らないこと。
- ・写真は、本人確認及び合格後の免状作成の際に使用します。

5. 試験の方法

- (1) 受験票に記載されている試験日時、試験の種類、試験会場、免除科目の内容により試験を行います。
- (2) 筆記試験は、甲種、乙種とも四肢択一式のマークシート方式です。
- (3) 実技試験（甲種特類を除く。）は、鑑別等、製図とも、写真、イラスト、図面等による記述式です。
- (4) 試験当日は写真を貼った受験票、HB又はBの鉛筆数本又はシャープペンシルと消しゴムを必ず持参してください。（ボールペンは使用できません）
- (5) テンプレート等の定規類、電卓、携帯電話、スマートフォン等は一切使用できません。必ず電源を切り、カバン等にしまってください。※スマートウォッチの使用は禁止します。
- (6) 試験問題が紛失した場合は、聞き取り調査及び持ち物検査をすることがあります。

6. 複数受験

「電気工事士免状の所有者」で試験の一部免除を受ける方は、「甲種第4類及び乙種第7類」又は「乙種第4類及び乙種第7類」の組み合わせに限り、同一試験時間帯に2種類の試験を受験できます。この場合、受験願書は、2種類分を同一の封筒に入れて郵送又は持参してください。（書面申請の場合）

（注1）試験手数料は2種類分の合計金額を一括で払い込んでも構いません。（払込用紙で払込みの場合）

（注2）上記以外の種類の同日受験はできません。万が一申し込みされた場合の受験手数料の返金並びに他の試験日への振り替えはできません。

7. 合格基準

- (1) 甲種特類
筆記試験において、試験科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上の成績を修めた方を合格とします。実技試験はありません。

(2) 甲種（特類以外）及び乙種

筆記試験において、試験科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上、かつ、実技試験において60%以上の成績を修めた方を合格とします。

なお、試験の一部免除がある場合は、免除を受けた問題以外の問題で上記の成績を修めた方を合格とします。

また、実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9の規定により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

8. 合格発表

- (1) 試験当日に合格発表予定日をお知らせします。（合格発表予定日より早まる場合があります）
- (2) 合格者については、当センターのホームページ上に掲載するとともに、当支部掲示板に合格者の受験番号を公示します。また、受験者全員に結果通知書を郵送します。なお、試験結果等に関するお問い合わせには、一切応じられません。
- (3) 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは当センターとは一切関係ありません。

9. 合格後の免状交付申請の手続き

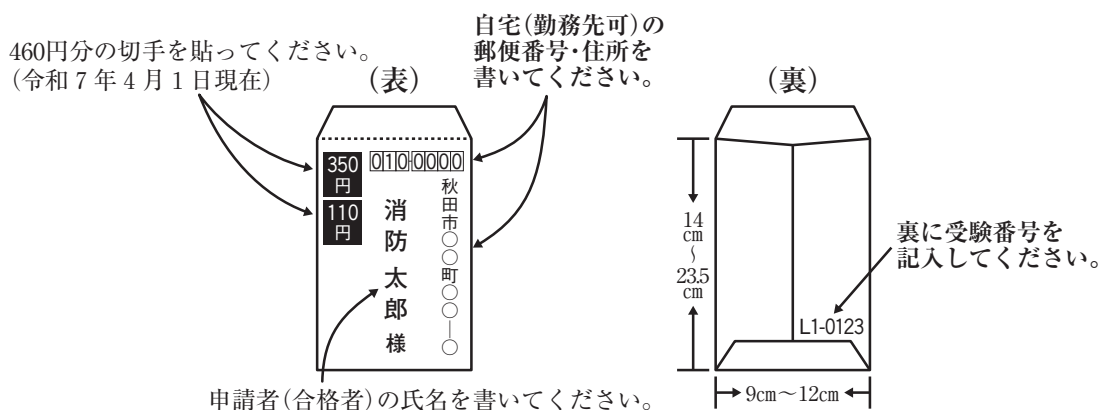
合格した方は、次の書類を当支部まで郵送又は持参してください。

- (1) 二連の結果通知書及び免状交付申請書（絶対に折り曲げたり、切り離さないこと）
- (2) 免状交付手数料は、1種類につき、秋田県収入証紙**2,900円**（手数料欄に全面貼付）です。**※収入印紙ではありません。**

※秋田県収入証紙は、当支部、県庁及び各地域振興局の売店、交通安全協会の入っている警察署で販売しています。（県外の方は現金書留等で送ってください。）郵便局、コンビニエンスストアでは購入できません。

- (3) 既に消防設備士免状を持っている方は、その免状
- (4) 免状を郵送希望の場合は、返信用封筒（定形封筒に460円分（令和7年4月1日現在。）の切手を貼り、住所、氏名を記入してください。）※作成した免状を申請者へ送るための封筒です。

※返信用封筒の作成例（「運転免許証」を同封できる程度の大きさの定形封筒）



※免状に旧姓併記を希望の場合は、事前に秋田県支部にお問い合わせください。

10. 試験科目、問題数及び試験時間と試験科目の一部免除

(1) 試験科目、試験問題数及び試験時間

種 別	試 験 科 目	問題数	試験時間
甲 種 特 類	筆記 消防関係法令	15	2 時間45分
	構造・機能及び工事・整備	15	
	火災及び防火に係る知識	15	

種 別	試験科目	類 別							試験時間 (科目免除のない場合)	
		一 類	二 類	三 類	四 類	五 類	六 類	七 類	区分別	計
		類	類	類	類	類	類	類		
甲 種 (特類以外)	① 消防関係法令	共通	8	8	8	8	8		2 時間 15分	3 時間 15分
		類別	7	7	7	7	7			
	② 基礎的知識	機械	6	6	6	—	10			
		電気	4	4	4	10	—			
	③ 構造・機能及び工事・整備	機械	10	10	10	—	12			
		電気	6	6	6	12	—			
		規格	4	4	4	8	8			
	計		45	45	45	45	45			
	実技	④ 鑑別等	5				—		15分	
		⑤ 製図	2				—		45分	
乙 種	① 消防関係法令	共通	6	6	6	6	6	6	1 時間 30分	1 時間 45分
		類別	4	4	4	4	4	4		
	② 基礎的知識	機械	3	3	3	—	5	5		
		電気	2	2	2	5	—	5		
	③ 構造・機能及び整備	機械	8	8	8	—	9	9		
		電気	4	4	4	9	—	9		
		規格	3	3	3	6	6	6		
	計		30	30	30	30	30	30		
	実技	④ 鑑別等	5						15分	

備考：筆記試験と実技試験は同時間内に行います。

(2) 試験科目の一部免除（甲種特類を除く。）

消防設備士、電気工事士、電気主任技術者、技術士等の資格を有する方は、申請により試験の一部が免除になります。この場合の試験時間は、短縮になります。

なお、免除を受けた問題は点数として加算されません。

① 消防設備士免状の所有者

前記(1)の筆記試験のうち、所持する免状の種類及び受験する種類により、次表のように免除になります。

ア 甲種消防設備士試験（特類を除く。）の受験者

受験する種類	既に所持している消防設備士免状	免除する科目	試験時間
甲種 1 類 甲種 2 類 甲種 3 類	甲種 1 類・2 類・3 類のいずれかの免状所持者（同類の免状を除く。）	消防関係法令の共通部分 8 問 基礎的知識全問（10問）	2 時間30分
	甲種 4 類・5 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 8 問	3 時間00分
甲種 4 類	甲種 1 類・2 類・3 類・5 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 8 問	3 時間00分
甲種 5 類	甲種 1 類・2 類・3 類・4 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 8 問	3 時間00分

イ 乙種消防設備士試験の受験者

受験する種類	既に所持している消防設備士免状	免除する科目	試験時間
乙種 1 類	乙種 4 類～7 類のいずれか又は甲種 1 類・4 類・5 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間30分
	乙種 2 類・3 類のいずれか又は甲種 2 類・3 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問 基礎的知識全問（5 問）	1 時間15分
乙種 2 類	乙種 4 類～7 類のいずれか又は甲種 2 類・4 類・5 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間30分
	乙種 1 類・3 類のいずれか又は甲種 1 類・3 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問 基礎的知識全問（5 問）	1 時間15分

乙種 3 類	乙種 4 類～7 類のいずれか又は甲種 3 類～5 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間30分
	乙種 1 類・2 類のいずれか又は甲種 1 類・2 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問 基礎的知識全問（5 問）	1 時間15分
乙種 4 類	乙種 1 類～3 類・5 類・6 類のいずれか又は甲種 1 類～5 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間30分
	乙種 7 類の免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問 基礎的知識全問（5 問）	1 時間15分
乙種 5 類	乙種 1 類～4 類・7 類のいずれか又は甲種 1 類～5 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間30分
	乙種 6 類の免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問 基礎的知識全問（5 問）	1 時間15分
乙種 6 類	乙種 1 類～4 類・7 類のいずれか又は甲種 1 類～4 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間30分
	乙種 5 類又は甲種 5 類の免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問 基礎的知識全問（5 問）	1 時間15分
乙種 7 類	乙種 1 類～3 類・5 類・6 類のいずれか又は甲種 1 類～3 類・5 類のいずれかの免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問	1 時間30分
	乙種 4 類又は甲種 4 類の免状所持者	消防関係法令の共通部分 6 問 基礎的知識全問（5 問）	1 時間15分

- ② 電気工事士（電気工事士の試験に合格しても免状を所持していない方及び認定電気工事従事者は、免除は受けられません。）

前記(1)の筆記試験のうち、「消防関係法令」を除き、「基礎的知識」及び「構造・機能及び工事・整備」のそれぞれの科目中における「電気に関する部分」が免除になります。

さらに、実技試験において、甲種第 4 類又は乙種第 4 類を受験する場合は、鑑別等試験の間 1 が免除になり、乙種第 7 類の場合は、全問が免除になります。

- ③ 電気主任技術者

前記(1)の筆記試験のうち、「消防関連法令」を除き、「基礎的知識」及び「構造・機能及び工事・整備」のそれぞれの科目中における「電気に関する部分」が免除になります。

- ④ 技術士

次表に掲げる技術の部門に応じて、試験の指定区分の類について、前記(1)の筆記試験のうち、「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」が免除になります。

部 門	試験の指定区分	部 門	試験の指定区分
機械部門	第 1、2、3、5、6 類	化学部門	第 2、3 類
電気・電子部門	第 4、7 類	衛生工学部門	第 1 類

※ 上記以外の専門分野の方は試験科目の一部免除はありませんが、甲種の受験資格はあります。

- ⑤ 日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に 2 年以上従事した方

前記(1)の筆記試験のうち、「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」が免除になります。

- ⑥ 5 年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方
前記(1)の筆記試験のうち、乙類第 5 類、第 6 類の基礎的知識（機械に関する部分）全問が免除になります。さらに、実技試験において、乙種第 5 類、第 6 類の全問が免除になります。

- (3) 試験の一部免除の申請（甲種特類を除く。）

試験の一部免除資格を有する方は、受験願書の試験の免除欄の「受ける」か「受けない」のいずれかに必ず○を記入してください。

なお、免除を受けるためには次表のとおり、資格を証明する書類が必要です。

該 当 者	証 明 書 類
前記(2)①の資格を有する方	消防設備士免状のコピー
前記(2)②の資格を有する方	電気工事士免状のコピー
前記(2)③の資格を有する方	電気主任技術者免状のコピー
前記(2)④の資格を有する方	技術士第2次試験もしくは本試験の合格証明書又は技術士登録証のコピー
前記(2)⑤の資格を有する方	型式承認試験の実施業務の従事証明書
前記(2)⑥の資格を有する方	消防団員歴の証明書及び消防学校の教育（機関科）修了証のコピー

電子申請の場合は、消防設備士免状の免状番号を電子申請入力画面で入力し、科目免除を「受ける」「受けない」を選択してください。消防設備士免状のコピーは不要です。

（参考）消防設備士免状の種類と消防用設備等

消防設備士免状には甲種と乙種があり、甲種は工事整備対象設備等の工事、整備及び点検ができ、乙種は整備及び点検ができます。ただし、各種類ごとに取り扱う設備が限定されていますので類ごとに免状が必要です。

免状の種類		工 事 整 備 対 象 設 備 等 の 種 類
甲 種	乙 種	
特 類		特殊消防用設備等（従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等）
第1類	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
第2類	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
第3類	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
第4類	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
第5類	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

甲種消防設備士試験の受験資格

下表に示す対象者に該当する方は、甲種消防設備士試験の受験資格があります（「指定学科」、「授業科目」等の詳細は、センターホームページ（ホーム＞消防設備士試験＞受験資格）をご覧ください。）

甲種特類

対 象 者	内 容	願書資格欄の記入略称	証明書類
1 甲種消防設備士免状の交付を受けている方	甲種第1類～第3類のうち一つ以上を有し、かつ甲種第4類及び第5類の免状取得者	甲特	免状

甲種特類以外

対 象 者	内 容	願書資格欄の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている方	科目免除あり (受験する類と既得免状の類により異なります。)	甲種	免状
2 学校教育法による大学、高等専門学校（5年制）、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて「卒業した方」（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む）	(1) 左記に掲げた学科を卒業した方	大卒、短大卒、高専卒、専門職了、高校卒、中等教育卒	卒業証書又は卒業証明書（学科等の名称が明記されているもの）
	(2) 大学、短大、高等専門学校において左記に掲げた学科に関する科目を15単位以上修得して卒業した方	大学等卒15単位	単位修得証明書
	(3) 高等学校又は中等教育学校で、左記に掲げた学科に関する科目を8単位以上修得して卒業した方	高校等卒8単位	卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書（学科等の名称が明記されているもの）
3 「乙種消防設備士免状」の交付を受けた後2年以上、工事整備対象設備等の整備の経験を有する方	消防設備士でなければ行えない工事整備対象設備等の整備の経験を有する方 (法第17条の5の規定に基づく政令に定めるものに限る。)	整備経験2年	免状及び実務経験証明書 (願書2枚目裏)
4 学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校に「在学中又は中途退学した方等」で、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得した方	(1) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校（5年制）、大学院又は専門職大学院において、左記に掲げた学科に関する科目を15単位以上修得した方	大学等15単位	単位修得証明書
	(2) 学校教育法第124条に定める専修学校（「専門学校」）において左記に掲げた学科に関する科目を15単位以上修得した方 ただし、単位制度のない専修学校にあっては、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をそれぞれ1単位として15単位以上修得した方	専修学校	単位修得証明書
5 学校教育法による「各種学校その他消防庁長官が定める学校」において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した方	(1) 学校教育法第134条第1項に定める各種学校	各種学校	単位修得証明書
	(2) 学校教育法による大学及び高等専門学校の専攻科	大学、短大、高専の専攻科	単位修得証明書
	(3) 防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校	防衛大学校、防衛医科大学校	単位修得証明書
	(4) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校	職業能力開発総合大学校等	単位修得証明書
	(5) 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校	職業能力開発大学校等	単位修得証明書

対 象 者	内 容	願書資格欄の 記入略称	証明書類
	(6) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校	職業訓練大学校等	単位修得証明書
	(7) 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校	前職業訓練大学校等	単位修得証明書
	(8) 職業能力開発促進法附則第2条による廃止前の職業訓練法（昭和33年）による職業訓練大学校	旧職業訓練大学校等	単位修得証明書
	(9) 雇用対策法（昭和41年）附則第7条による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所	中央職業訓練所	単位修得証明書
	(10) 独立行政法人水産大学校（平成13年4月1日前の農林水産省組織令による水産大学校（旧農林水産省組織令による水産大学校及び昭和59年7月1日前の農林水産省設置法による水産大学校を含む。）	水産大学校	単位修得証明書
	(11) 国土交通省組織令による海上保安大学校（旧運輸省組織令による海上保安大学校及び昭和59年前の海上保安庁法による海上保安大学校を含む。）	海上保安大学校	単位修得証明書
	(12) 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省組織令による気象大学校及び昭和59年前の運輸省設置法による気象大学校を含む。）	気象大学校	単位修得証明書
6 技術士法第4条第1項による「技術士」第2次試験に合格した方	科目免除は、類により免除を受けられる技術士の部門が指定されています。（指定された部門以外は科目免除はありません。）	技術士（〇〇）部門	合格証書又は技術士登録証
7 電気工事士法第2条第4項に規定する「電気工事士」（特種電気工事資格者を除く。）	(1) 電気工事士免状の交付を受けている方（第1種・第2種は問わない）	電気工事士	免状
	(2) 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証書の所持者	検定合格者	検定合格証明証
8 電気事業法第44条第1項に規定する第1種～第3種の「電気主任技術者免状」の交付を受けている方	(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている方	電気主任技術者	免状
	(2) 電気事業法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる方（認定された学校を卒業した方に対して卒業と同時に資格を付与された制度）	電気主任技術者	認定校の卒業証明書等
9 「工事整備対象設備等の工事の補助者」として、5年以上の実務経験を有する方	受験しようとする消防設備士試験の指定区分に係る消防用設備等の工事の補助の経験が必要です。	工事補助5年	実務経験証明書（願書2枚目裏）
10 その他前2から9までに掲げる方に準ずるものとして消防庁長官が定めた方	(1) 次に掲げる学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した方 これに該当しない場合は、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得した方 ア 外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校（5年制）又は高等学校に相当するもの イ 旧師範教育令による高等師範学校 ウ 旧実業学校教員養成所規程による教員養成所	大学等卒	卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書（学科等の名称が明記されているもの）
	(2) 学校教育法第104条に基づき、大学又は学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された「修士又は博士」の学位を有する方（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）	博（修）士	学位授与証明書又は学位記、修了証又は修了証明書（学位を取得していることがわかるもので、専攻分野の名称が付記されたもの）

対 象 者	内 容	願書資格欄の 記入略称	証明書類
	(3) 専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築の部門に関する合格者	専検合格者	検定試験合格証明書
	(4) 建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係わる1級又は2級の技術検定に合格した方	管工事技士	技術検定合格証明書
	(5) 教育職員免許法により、高等学校の「工業」の教科について普通免許状を有する方（旧教員免許令を含む。）	教員免許状	免許状
	(6) 電波法第41条の規定により無線従事者の資格の免許を受けている方（アマチュア無線技士を除く。）	無線従事者	免許証
	(7) 建築士法第2条に規定する1級建築士又は2級建築士	建築士	免許証又は一級若しくは二級建築士免許証明書
	(8) 職業能力開発促進法第44条（旧職業訓練法第66条）の規定による配管の職種に係わる1級又は2級の試験に合格した方	配管技能士	技能検定合格証書
	(9) ガス事業法第26条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている方（第4類の消防設備士の受験に限る。）	ガス主任技術者	免状
	(10) 水道法第25条の5の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方（旧法の資格者を含む。）	給水技術者	免状又は登録者証（携帯用）
	(11) 消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について3年以上の実務経験を有する方	消防行政3年	実務経験証明書（願書2枚目裏）
	(12) 消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前（昭和41年）において、消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する方	省令前3年	実務経験証明書（願書2枚目裏）
	(13) 昭和41年前の東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士	条例設備士	免状

〔備 考〕

- 4の大学（大学院の課程を含む）、高等専門学校等における修得単位は、卒業、在学中、中退又は専攻科、通信教育等にかかわらず通算して算定することができます。放送大学も通算して算定できます。（大学等で発行する「単位修得証明書」による。）
- 「願書資格欄記入略称」は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入するものです。
- 証明書類については、原本又はコピーしたものを添付してください。
- 3、9及び10-(11)、(12)の「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書B面裏の様式を使用してください。
- 旧制大学、旧制専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業者及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の資格があります。
- 過去に甲種消防設備士試験を受験申請又は受験したことがある方は、その時の受験票(控)又は試験結果通知書（資格判定コード覧に番号が印字されているものに限る。）を提出することにより甲種の受験資格の証明書に代えることができます（コピー可）。ただし、「工事補助5年」の受験資格の場合は、添付する過去の受験票等と同じ指定区分を受験する場合に限ります。

〔注〕学科名または単位数等について不明な点は、当支部にお問い合わせください。

消防設備士試験受験願書〔記入例〕

- ◎ 願書は必ず受験者本人がご記入ください。
- ◎ 書き損じた場合は、横2本線を引いてその上方に正しくお書きください。

A面

濁点、半濁点は1マスとってください。

楷書で丁寧に書いてください。

現住所と照合するので正確に記入してください。

都道府県名から記入し濁点、半濁点は1マスと一緒に記入してください。

試験案内2ページより記入してください。

試験案内の10～12ページの略称を記入してください。

試験の一部免除の資格のある方は、資格の種類ごとに免除を「受ける」か「受けない」に○を付けてください。

複数受験者以外は記入する必要はありません。

消防設備士免状有の場合は、全て記入してください。

消防設備士免状の有・無について必ずどちらかに○を付けてください。

左づめで記入してください。外国籍の受験者は、住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベット氏名を記入してください。

秋田と記入してください。

申請する日を記入してください。

B面裏の「都道府県コード」から記入してください。

日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。

3カ月以内に秋田県以外で申請又は受験した場合は、記入してください。

免状番号は、免状の写真の下に記載されている12桁の番号

B面裏の「都道府県コード」から記入してください。

設		秋田と記入してください。		申請日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
試験団体 消防試験研究センター理事長 殿		都道府県名 秋田		申請者氏名 ショウボウ タロウ	
氏名 消防		名 太郎		フリガナ・氏名は、氏と名に分けて、左づめで記入してください	
生年月日 (大) 昭 平 令 45 年 05 月 05 日生		本籍 秋田		都道府県 本 籍 〇5	
郵便番号 010-0001		必ずつ記してください		自宅電話番号又は携帯電話番号 090-1111-1111	
住所 秋田県秋田市中通 6-7-9		勤務先名又は学校名 〇〇設備(株)		連絡先電話番号(携帯電話も可) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
試験日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		試験種類 甲 乙 種 第 4 類		メールアドレス(任意) @	
受験地 秋田市		甲種受験資格 特類 電気工事士		他の都道府県での受験申請状況 都道府県コード 試験種類 試験日 13 甲 乙 種 第 4 類 4月11日	
試験の免除 技術士等の資格による試験の免除を(受ける)(受けない) 電気工事士免状による試験の免除を(受ける)(受けない) 電気主任技術者免状による試験の免除を(受ける)(受けない) 消防設備士免状による試験の免除を(受ける)(受けない) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を(受ける)(受けない)		同時に複数の試験を受ける者は、この願書以外に受ける種類を記入すること		該当する職業等に1つだけ○を記入してください ① 学生 ② 消防設備業 ③ 電気工業 ④ 管工事業 ⑤ 建築業 ⑥ ビル管理業 ⑦ ビル整備業 ⑧ 公務員 ⑨ その他	
免状取得の有無について記入してください 有 無		免状番号 2222 2222 2222		免状番号は、免状の写真の下に記載されている12桁の番号	
取得している消防設備士免状は全部記入してください		元号コード (昭和3 平成4 令和5) 免状交付年月日 交付番号 入力番号 交付知事 コード		(記入上の注意) 本用紙は、黒色のボールペンを使用し「かい書」で記入してください 本用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください 枠は適当なものに○を記入してください 免状番号は、免状写真の下に記載されている番号です	
消防設備士免状の有・無について必ずどちらかに○を付けてください		甲特 甲1 甲2 甲3 甲4 甲5 乙1 乙2 乙3 乙4 乙5 乙6 乙7 4 10 年 10 月 10 日 00001		秋田 〇5	
※団体コード		※受付機関コード		※区分コード	

書類等に不備があった場合の連絡手段として、メールによる連絡を希望する方はメールアドレスを記入してください。(携帯電話アドレス可)
 なお、迷惑メール対策等の設定をしている方は、当支部からのメールが届くよう、ドメイン指定受信等の設定(ドメイン名 shoubo-shiken.or.jp)を行ってください。

- 1 郵便取扱振込票で試験手数料払い込みの際に郵便局又はゆうちょ銀行の窓口（ATM機での払込みは不可）で受領した「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受験願書B面（表）の指定の欄に貼り付けてください。
- 2 本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」では、受験申請できません。
- 3 「振替払込受付証明書（お客さま用）」を紛失、汚損等により受験願書に貼り付けられない場合、当センターでは責任を負えません。その場合は、再度払込みのうえ、新たな受験願書に貼り付けてください。

— 14 —

— 個人情報取り扱いについて —

一般財団法人消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

(1) 個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、職業、顔写真、メールアドレス等です。

(2) 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、試験における座席への氏名表示、受験票への表示、結果通知書及び免状交付申請書、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的を達成のため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。

その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

…… 問 い 合 わ せ 先 ……

(1) 受験に関すること

一般財団法人 消防試験研究センター 秋田県支部 電話 018 (836) 5673

(2) 電子申請に関すること

電子申請（インターネットからの受験申請）については、当センターのホームページに詳細な利用方法や、Q & Aが掲載されていますので、必ずこれをご確認の上お申込みください。

なお、電子申請に関するトラブル等の問い合わせは下記までお願いします。

一般財団法人 消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 受付時間 9:00~17:00（土日、祝日を除く。）

一般財団法人 消防試験研究センター ホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp>



※ 一般財団法人 消防試験研究センターは、試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書等の出版は、一切行っておりません。

※この試験案内は合格発表まで保管してください。

受験願書作成のチェックをしてください。（書面申請用）

チェック欄	チ ェ ッ ク 項 目
	「振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼りましたか。（払込用紙の場合）
	決済完了番号を記入しましたか。（2次元コードの場合）
	甲種受験資格又は科目免除を受けるための、資格を証明する書類等を添付しましたか。
	すでに消防設備士免状の交付を受けている方は、その免状のコピーを添付しましたか。
	試験日、試験種類、受験地は記入しましたか。

試験会場案内

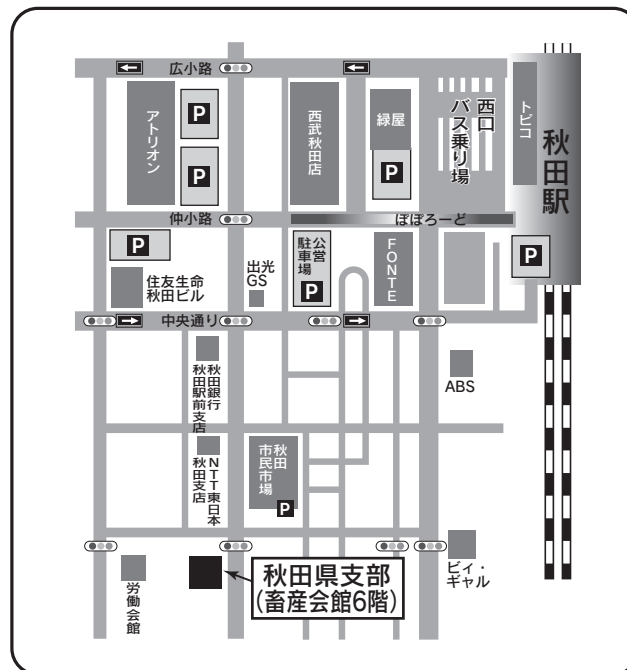


■秋田県社会福祉会館

秋田市旭北栄町1-5

TEL 018-864-2700

受験願書提出(郵送)先及び問い合わせ先



〒010-0001

秋田市中通六丁目7番9号

秋田県畜産会館6階

(一財)消防試験研究センター秋田県支部

TEL 018-836-5673

FAX 018-836-5672

※願書受付時間

平日 午前9時～午後5時

(土・日・祝日を除く)

秋田県支部に消防設備士試験受験願書を郵送する際、宛名ラベルとして使用してください。

〒010-0001

秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館6階

(一財)消防試験研究センター 秋田県支部 行

消防設備士試験受験願書在中